

人の個人情報を提供することに同意するものとします。

第28条(移管)

借主の住所移転等によってこの取引の取扱店の変更(移管)を希望するときは、書面により金庫に申し入れるものとします。

ただし、取扱店を変更する手続(移管手続)については、金庫の定めるところに従うものとします。また、これによりこの契約条項について変更が必要な場合は、借主はこれに同意するものとします。

第29条(準拠法・合意管轄)

1. 本約定書の契約準拠法を日本法とします。
2. この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、金庫の本店所在地を管轄する裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第30条(保証)

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担する債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主が金庫に対する預金その他の債権による相殺権を有するときであっても、金庫に対する債務の履行を拒みません。
3. 保証人は、金庫が相当と認めるときは他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの保証債務を履行した場合、代位によって金庫から取得した権利は、借主と金庫との取引継続中は、金庫の同意がなければこれを行使しないものとします。もし金庫からの請求があれば、その権利または順位を金庫に無償で譲渡するものとします。
5. 保証人が借主と金庫との取引について他に保証している場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとします。
6. 借主は、金庫が保証人に対し、借主と金庫との取引状況(債務の履行状況を含む)を、金庫の借主に対する評価、金庫が保有する借主の情報を、保証人がこの保証契約により負担する保証債務の状況を適切に把握する際の判断資料として提供する場合はあらかじめ承認します。

第31条(履行の請求)

金庫が、現在および将来の保証人または借主の一人に対して履行の請求をしたときは、他の保証人および借主(これらの包括承継人を含む)を、これらに対して、その履行の請求の効力が生じるものとします。

以上